

第 1 2 回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

- 1 日 時 平成 2 5 年 9 月 3 日 (火) 1 3 時 3 0 分 ~ 1 5 時 3 0 分
- 2 場 所 総務省 7 階省議室
- 3 出席者 神野会長、鎌田委員、熊野委員、小山委員、中村委員、小西委員、関口委員、辻委員、中里委員、吉村委員、・田委員
- 4 議事次第
 - 1 開会
 - 2 議事
 - ・ 全国知事会「地方税制における税源偏在の是正方策の方向性について(案)」について
 - ・ 論点の整理について
 - 3 閉会
- 5 議事の経過
 - 事務局より資料について説明を行い、その後質疑及び自由討議が行われた。

(事務局より参考資料についての説明)

(以下、参考資料等について質疑及び自由討議)

- 計算し直した資料について、宮城、福島が上位に来ているのは震災復興特別交付税等の影響を受けていると思うが、この数値を除外すべきなので工夫が必要ではないか。
- 震災復興特別交付税及び通常の特別交付税の震災分も含まれており、それらを控除した資料を提出できるか検討する。(事務局)

(事務局より資料 3 についての説明)

(以下、資料 3 について質疑及び自由討議)

- 資料 3 は知事会としてオーソライズしたものと理解してよいか。

- 資料3は、あくまでも知事会内の研究会の考え方。9月中旬に最終的な報告書となる予定だが、その後の取扱いについては未定と聞いている。(事務局)
- 法人税割を一部国税化にするとあるが、既存の法人税と一体のものとして統合するのか、それとも既存の法人税とは別税目にするのか。
また、税収の変動が大きい法人税が交付税原資に占める割合として大きくなると、交付税の原資自体が大きく振れて財政調整の機能が不安定になるという懸念があるが、その点は何かよい方策はあるのか。
- 国税化については、法人税に移譲する形と考えていると思われる。
法人関係税と地方交付税原資にすると交付税財源の安定性が多少損なわれるが、法定率分と現在確保している地方交付税との間には巨額の差額があるのでその調整をもってある程度対応可能と考える。(事務局)
- 税源交換は非常に魅力的だが、私たちの研究会としては、実現するといいですよねということだろう。共同機構については、いわゆる逆交付税にも感じるが、これは相当将来的な課題と考える。
地方共同税と譲与税は、哲学的には異なるが、機能的には同じと考える。地方譲与税方式のような法人課税の再配分については、機能論的には妥当と知事会の報告書では言っていると理解すべきではないか。
- 譲与税は国に意思決定があるが、タックスシェアリングとしては譲与税と共同税は機能的に同じ。両者の違いは、譲与税は中央政府の意思決定だけでいいが、共同税は共同意思決定機関が必要ということ。
- 地方法人特別税に関して「国税に移行させるもので、できるだけ地方税の拡充を図っていくという地方分権の基本的考え方からは、異例の制度」と記載している一方で、法人住民税を地方交付原資税として国税化するというのは矛盾するのではないか。
また、税源交換するにしても、法人住民税を交付税として配分するときにそれを都道府県分と市町村分に分けて配分するということを意味するのか。
- 今回の税制抜本改革で、地方消費税の充実がすでに図られていると考え、法人住民税割の一部を交付税原資化すると記載されている。また、交付税を県と市町村に分けるという考え方とは聞いていない。(事務局)
- 税収の変動の部分を国が受けることになると、国が負担する交付税の部分で調整が必要になる。変動した部分について国がリスクを負担するとなると財政当局との調整が困難になると思われるので、なるべく変動する部分を地

方の中だけで受けられるように制度設計しなければ厳しいのではないか。)

- 知事会の研究会は、全体像の中で地方税の話をしよというコンセプト。追加的な財政需要に対して共同税で対応できないかという議論。ナショナルミニマムを超える部分について、地方が決定過程に加わるような形で考えるという議論である。

地方交付税をどうするか、地方税の中で偏在がない税体系をつくれるかが第一の議論。交付税への影響、中身にどう対応するかは詰めていない。地方が安定的な税体系を確保できるか将来的なものは第二段階の議論。

- 交付税財源の変動については、現行の制度のままであれば、好景気であれば地方も国も増収となり、交付税があまり要らないときに交付税原資が増え、逆に不景気であれば、税収が下がり、交付税所要額が大きくなるときに交付税財源が小さくなるというのは宿命である。地方法人関係税が地方税と交付税原資に配分されるならば、税源交換しても内訳は変わらないので、その分は減殺されるのではないか。

ナショナルミニマムについては、交付税の議論であり実際の制度として入れるときには何かよくわからないという印象になる。

- 知事会の研究会について、地方税の充実と偏在是正を念頭に置いているのは分かるが、それだけで地方財政のニーズを捉えているのかどうか。

地方税の偏在性の是正も重要だが、やはり一般財源が地方交付税と一緒に増えていなければ、地方の行政サービスの安定的な供給は厳しいのではないか。

(事務局より資料4についての説明)

(以下、資料4について質疑及び自由討議)

- 地方財源が豊富であれば、地方法人特別税という制度は必要がなく、地方財源がない中で膨らませなければいけなかったのが平成20年度の状況。東京や愛知に融通してもらい、4000億円を浮かせた原資が未だに歳出特別枠という形で財源を確保する手段に使われており、容易になくせない状況にある。地方交付税が盤石でない場合に、譲与税方式を財政調整制度の援軍として使わざるを得ないという状況なのではないか。

偏在問題を分割基準や清算基準で調整するというのは小手先という感じがするし、理屈が立たない。譲与税方式の形を抜本見直しというのは法律で書いてあり、やらないといけないのだが、形を変えて残すという方法しか現実的な選択肢はない。

地方法人特別税の創設の時も事業税だけ、つまり都道府県税だけを対象と

する理由は全然なかったもので、今回は法人住民税、特に市町村民税の法人税割の部分を対象とするのは選択肢としてあると考える。

○ 譲与税は本来還付税から来ているので本来の原則は徴収地に還付するために国税にする趣旨。一方で、ある税金を財政調整目的で配分するために国として課税し、財政調整目的で配分するのが分与税又は配賦税。共同税と同じ機能を有する譲与税というのは、財政調整目的の性格に近いものという理解になる。

○ 譲与税が引き受けるのか、法人課税で特殊な何かに位置づけるのか役割分担がすべき。譲与税としての性格を強めるとなると、法人課税だけでなく、固定資産税などでも調整する必要がある。

法人税の今後の課題として、税率の引き下げをするのであれば、課税ベースの見直しがセットであり、地方税だけで完結して議論することはできない旨追加して記載してほしい。

○ 消費税の引き上げが行われて偏在がどれくらい是正されるのか、正直現状では心許ない。地方の負担が増えるのではないかという状況で、税財源の乏しいところが豊かになるということは考えられない以上、特別税が導入されたときの所期の目的が、今回の地方消費税の引上げで是正されるとは到底考えられない。

他の財源も含めて水平調整や国と地方間での調整も必要と考える。

○ 偏在性について、時間的な偏在や所在地による偏在があるが、いかにそれを薄めていくかという、一番はっきりしているのは、それに根を張っている個人の課税や法人の外形課税制度を使うぐらいしかなく、それも大した額にはならないという現実的な問題もある。

法人税を軽くして、そのリターンを個人へいろいろな形で還元できればいいのだが、なかなか困難であり、また、法人からリターンを受ける人たちの所得税について累進を進めるとなるとそれも困難。現実的には今の地方法人特別税の措置はもう少し時間をかけて整理すべき。

○ 制度改革に時間がかかる試案と、短期的に組み込める試案とがあるが、実際のところ知事会としてどうしたいのか伺いたい。

○ 研究会において税源交換はこれまで長い間議論してきたものなので、比較的早期に実施すべき改革に織り込んだのに対して、共同税や交付税についてはあまり詰めておらず、引き続き検討すべき課題に入れたという形。(関口委員)

○ 法人税の減税について現実味がある一方、当検討会の議論がその政治の動きに対抗できるのかちょっと心許ない。税源交換の議論については、地方として足並みを揃えて議論できないか。

○ 知事会の提案は、まず税源交換をやって、その後しかるべき時期に共同税という順番になっている。全都道府県共同の財源と位置づけて客観的基準で配分するというのであれば、すでにかつての消費譲与税や現行の地方法人特別税・同譲与税が同様のスキームとして存在しているということをもまず考えるべき。譲与税によってどこまで財政調整ができるか。譲与税は税収を本来の帰属地に還付する制度であるのとらえると、財政調整的なものをどこまで盛り込めるのかは、当然議論になる。

分割基準や清算基準に財政調整機能を加味するのと、譲与税に財政調整機能を加味するのとでは、譲与税の方が抵抗感が少ないのではないか。ただし、譲与税で地方の需要までみることができるのかということやや疑問が残る。その点も含めて、制度的にトータルとして考えることが必要。

○ 財政調整は地方交付税でやるのが基本という前提でいうと、地方法人特別税ができた時点では地方交付税が非常に減って地方財政が苦しくなっているとか財政調整をできないのかという問題意識があり、それは今も変わっていない。平成20年に法人特別税が創設された時点と何が異なるかという、前回は2年後に消費税を増税する予定と自民党政権が言っていたことだが、今回は消費増税はすでに決定している。そのような中で格差是正を捉えるのには、消費税引上げ後の地方財政の絵姿を見てみないと判断できないのではないか。

○ 将来像を判断するのは難しく、制度変更や経済状況によって断定的なことは言えないが、中期財政計画等で地方の一般財源の総額が同額水準に抑えられている中で税の占める比率が高くなる場合に、地方交付税の財政調整機能が弱められるのではないかと、いうことを危惧している。

その観点からは地方の法人課税の一部を交付税原資にするということはよい考えだが、問題もある。そもそも財政調整は国対地方間の問題であるにもかかわらず、地方間で調整をしなければならないというのは問題のすり替えという気もする。また、減税のプレッシャーがかかっている税で財政調整をしいのかという問題もある。

いずれにしても、譲与税、交付税、どちらのやり方をとるにせよ財政調整的機能は高めていく必要があるのではないか。

○ 財政学においては、一般的に物税と人税と分けられており、物税について

は課税物件（客体）に着目して課税され、その属性は反映されずに応益的で地方税に好ましいと理解している。

しかし議論を進めていくと、物税であれば、課税物件が存在する地域社会に課税権があるので選挙権のない人が存在するという可能性がある。逆の議論からすると、広域的にやる場合は、物税はむしろ国税へとなるのではないか。知事会においても偏在性が高く安定的でない法人住民税が国税に持っていくのに好ましいと言っているが、人税の方が偏在性が高く安定的でない傾向が大きく望ましいというのが財政学の考え方であるが、租税法学は財政学と考え方が逆なのか。

- 租税法学は国税を念頭に議論されており、法律生成プロセスが中心だが、考え方として物税、人税、あるいは選挙民で分けてはいない。
- 法人事業税は事業に課す税であり、そこに立地している事務所・工場に通っている人が一定の公共サービスを受けていることに着目して課税しているという理屈なのではないか。法人＝株主という考え方ではなく、例えば工場があって、その地域に働いている人が通っていれば、その人たちは投票権を持っており、その観点からすると都道府県を単位とするエリアで課税してもおかしくはないと思うが。
- 念頭に置いているものとして、租税輸出のような現象をどのように評価するのかというのが背後にある。域外の者に税負担が転嫁するような形でコミュニティが決定するということがあったとして、それをどう評価するかという問題として捉えるとそのような考え方も成り立ち得る。

以上